厚岸霧多布昆布森国定公園

公　園　計　画　書

令和３年３月３０日

環　　境　　省

目　　次

１　基本方針 1
（１）保護規制計画及び関連事項 1
（２）事業計画 2

２　規制計画 3
（１）保護規制計画及び関連事項 3
ア　特別地域 3
（ア）特別保護地区 5
（イ）第１種特別地域 7
（ウ）第２種特別地域 10
（エ）第３種特別地域 15
イ　関連事項 18
（ア）乗入れ規制区域及び期間 18
（イ）普通地域 22
ウ　面積内訳 23

３　事業計画 24
（１）施設計画 24
ア　利用施設計画 24
（ア）単独施設 24
（イ）道路 27
ａ　車道 27
ｂ　歩道 28

1　基本方針

本国定公園は、北海道東部の太平洋に位置しており、湿原、湖沼、海食崖及び島嶼などからなる。

本国定公園が有する、昆布森から尻羽岬、愛冠岬から琵琶瀬に至る海岸線や、大黒島などの島嶼部に見られる断崖、原生的な湿原景観が保存されている別寒辺牛湿原及び霧多布湿原、並びに自然環境と漁業が共存する姿を垣間見られる厚岸湖及び周辺海域の景観は、主要展望地から望む眺望景観として重要な位置付けにある。

また、本国定公園の湿原の多くや厚岸湖は、国際的に重要な水鳥の生息地として認められ、ラムサール条約の登録湿地となっていることや、希少な湿原植生や海鳥繁殖地が国指定天然記念物に指定されていることなど、重要な生態系を有している。

本国定公園の利用は、陸域においては霧多布湿原及び別寒辺牛湿原に位置する拠点施設や、尻羽岬、愛冠岬等に位置する園地等を中心に、散策や展望等が行われているほか、湿原内の河川においては、湿原景観や動植物の観察を目的とするカヌー体験も行われている。

また、海域及び島嶼部においては、船舶を使用した断崖や海鳥類、海棲哺乳類及び植生等の観察や散策が行われている。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を促進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

（１）保護規制計画及び関連事項

ア　特別地域

（ア）特別保護地区

別寒辺牛湿原は、その核心部である高層湿原を中心に低層湿原及びハンノキ林の植生が人為の影響を受けることなく整然と並んでいることから、高い学術的価値を有しているとともに独特な湿原景観を有している。また、霧多布湿原は、その中央部が「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されており、雄大な湿原内をゆっくりと蛇行する琵琶瀬川や小沼群などが緑の湿原と調和し原生的な湿原景観を引き立てている。これらを本公園の景観の核心をなす地域として厳正な保護を図る必要があることから、特別保護地区とする。

（イ）第１種特別地域

別寒辺牛湿原や霧多布湿原の特別保護地区の周辺において広く分布する湿原地域、厚岸湖に流入する別寒辺牛川河口部及び大別川流域に分布する低層湿原地域、コシジロウミツバメの大繁殖地として独特の海岸景観を有する大黒島の地域については、現在の景観を極力保護することが必要と考えられることから、第１種特別地域とする。

（ウ）第２種特別地域

別寒辺牛川などの流域、昆布森から尻羽岬、愛冠岬から琵琶瀬に至る海食崖と海岸段丘を主な景観要素とする地域、厚岸湖の北側に位置する低層湿原が分布する地域、火散布沼、琵琶瀬から霧多布湿原周辺、嶮暮帰島及び湯沸の地域については、特に農林業活動についてつとめて調整が図る必要があることから、第２種特別地域とする。

（エ）第３種特別地域

特別保護地区、第１種特別地域及び第２種特別地域に接続する地域のうち、既に人為の影響を受けている地域や農林業経営の場として利用されている地域を第

３種特別地域とする。

イ　関連事項

（ア）乗入れ規制区域

四輪駆動やスノーモービル等の乗入れにより植生の損傷、騒音等による野生生物の生息環境への悪影響が懸念される厚岸湖北岸、別寒辺牛湿原、霧多布湿原、火散布沼・藻散布沼及び尻羽岬を乗入れ規制区域とする。

（イ）普通地域

自然景観上又は公園利用上の必要性を有する地域及び特別地域との一体性を有する地域を普通地域とする。

（２）事業計画

ア　利用施設計画

（ア）単独施設

湿原景観や海岸景観等を探勝するため、利用状況や整備効果を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に供されている施設を計画に位置付ける。この際、事業実施の可能性や津波等自然災害への備え、風致景観の保全に配慮しながら、適切な種別の計画とする。

（イ）道路（車道・歩道）

車道については、現在利用されている、公園区域内外から各利用施設に到達する道路又は各利用施設間を連絡する道路を計画する。

歩道については、利用状況や整備効果を踏まえ、湿原景観や海岸景観に触れることのできる道路を計画する。また、既存の道路を中心に、公園区域内外を連絡する長距離自然歩道を計画する。

2　規制計画

（1）保護規制計画

ア　特別地域

次の区域を特別地域とする。

（表１：特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積(ha)
北 海 道	釧路郡釧路町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）７林班、９林班及び10林班の全部並びに２林班から６林班まで、８林班及び11林班から14林班までの各一部 釧路郡釧路町 大字跡永賀村、大字昆布森村及び大字仙鳳趾村の各一部	2,131 国 1,913 公 76 私 142
	厚岸郡厚岸町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）201林班、202林班、210林班及び211林班の各一部 厚岸郡厚岸町 愛冠、有明、神岩、大黒島、東梅、登喜岱及びホロニタイの全部並びに有明、糸魚沢、大別、サッテベツ、サンヌシ、住の江、セタニウシ、筑紫恋、チライカリベツ、床潭、別寒辺牛、奔渡、末広及び若松の各一部 厚岸郡厚岸町内 床潭沼の全部及び厚岸湖の一部 国有未開地の一部	13,985 国 3,414 公 7,364 私 3,207
	厚岸郡浜中町 一番沢、北の沢、霧多布湿原、鯨浜、嶮暮帰、小島、榊町西、三番沢及び二番沢の全部並びに大津屋沢、霧多布西、榊町、新川、新川西、茶内東、湯沸、道有林、中の浜、走古潭、浜中東、火散布、琵琶瀬、暮帰別西、暮帰別東、幌戸、奔幌戸、丸山散布、藻散布、養老散布、四番沢、六番沢及び渡散布の各一部 厚岸郡浜中町内 火散布沼及び藻散布沼の各一部	8,257 国 1,972 公 4,262 私 2,023

都道府県名	区　　域	面積(ha)
北 海 道	川上郡標茶町 　字チャンベツの一部	609 （国　110 公　0 私　499）
	（これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	
	合　　計	24,982 （国　7,409 公　11,702 私　5,871）

（ア）特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

（表２：特別保護地区総括表）

都道府県名	区　　域	面積(ha)
北 海 道	厚岸郡厚岸町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）202林班の一部	253 （国 253 公 0 私 0）
	厚岸郡浜中町内 霧多布湿原の一部	713 （国 713 公 0 私 0）
	合　　計	966 （国 966 公 0 私 0）

（表３：特別保護地区内訳表）

名　　称	区　　域	地　　区　　の　　概　　要	面積(ha)
別寒辺牛湿原	厚岸郡厚岸町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）202林班の一部	別寒辺牛湿原の核心部にあたる高層湿原を含む地域である。 中心部に著しいチャミズゴケのブルトが発達したドーム状泥炭地形を有し、ほとんど人為の影響を受けることなく植生が同心円状に整然と並んでおり、高い学術的価値を有するとともに他に類をみない原生的な湿原景観を有している。 タンチョウをはじめ、カラフトイトトンボなど貴重な動物が生息しており、植物ではヒメミズトンボやヤチツツジなどの希少種が多数生育している。	253 （国　253 公　0 私　0）
霧多布湿原	厚岸郡浜中町 霧多布湿原の一部	霧多布湿原の中で「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されている地域である。 雄大な湿原の中をゆっくりと蛇行する河川が緑の湿原と見事に調和し、原生的な湿原景観を呈している。 高層湿原の中心部では、ヌマガヤーチャミズゴケ群落が見られ、ヒメツルコケモモ、カラフトイソツツジ、ガンコウランなどが生育するとともに、タンチョウをはじめ貴重な動物が多数生息している。	713 （国　713 公　0 私　0）

（イ）第１種特別地域

次の区域を第１種特別地域とする。

（表４：第１種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積(ha)
北 海 道	厚岸郡厚岸町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）201林班、210林班及び211林班の各一部 厚岸郡厚岸町 大黒島の全部及び神岩及びサンヌシの各一部（地先の岩礁を含む。） 厚岸郡厚岸町内 国有未開地の一部	1,918 （国 1,563 公 119 私 236）
	厚岸郡浜中町 霧多布湿原及び新川の各一部	852 （国 460 公 142 私 250）
	（これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	
	合　　計	2,770 （国 2,023 公 261 私 486）

（表５：第１種特別地域内訳表）

名　　称	区　　域	地　　区　　の　　概　　要	面積(ha)
別寒辺牛湿原	厚岸郡厚岸町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）201林班、210林班及び211林班の各一部 厚岸郡厚岸町 国有未開地の一部	別寒辺牛湿原特別保護地区に隣接し、別寒辺牛川などの河川流域を中心とする地域である。 人為の影響がきわめて少ない自然性豊かな地域であり、ヨシ、イワノガリヤス、ヤチヤナギを中心とする低層湿原が広く分布するほか、ネムロコウホネが生育するなど原生的な湿原景観を有している。 タンチョウなど貴重な野鳥が生息している。	942 （国　942 公　0 私　0）
別寒辺牛川河口部	厚岸郡厚岸町 神岩及びサンヌシの各一部 厚岸郡厚岸町内 国有未開地の一部	厚岸湖に注ぐ別寒辺牛川などの河口部流域の低層湿原と近隣にあるトドマツ、エゾマツを主体とした針葉樹と広葉樹が混交する天然林が繁茂する地域である。 河口部のヨシとスゲ類群落が織りなす優雅なまだら模様の湿原景観は、森林景観と調和することにより他に類をみないすぐれた自然景観となっている。 タンチョウやオジロワシをはじめとして、多くの野鳥が生息している。	868 （国　556 公　77 私　235）
霧多布湿原	厚岸郡浜中町 霧多布湿原及び新川の各一部	霧多布湿原特別保護地区を囲むように位置する地域である。 ヨシ、イワノガリヤスなどが生育する低層湿原が中心となっているが、高層湿原や中間湿原も分布しており、雄大で原生的な湿原景観を有している。 オジロワシなど貴重な野鳥が生息している。	852 （国　460 公　142 私　250）

名　　称	区　　域	地　　区　　の　　概　　要	面積(ha)
大 黒 島	厚岸郡厚岸町 大黒島の全部	太平洋上に台地状に浮かぶ周囲約６ｋｍの島である。 島の周囲を断崖に囲まれ、上面が対岸の台地と同じ高さの平坦面になっているなど独特の海岸景観を有している。 ゼニガタアザラシの安定した生息地となっているほか、コシジロウミツバメをはじめとする多くの海鳥が繁殖していることから、島の南西部が「大黒島海鳥繁殖地」として国の天然記念物に指定されている。	108 （国　65 公　42 私　1）

（ウ）第２種特別地域

次の区域を第２種特別地域とする。

（表６：第２種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積(ha)
北 海 道	釧路郡釧路町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）３林班から５林班まで、７林班及び８林班の各一部 釧路郡釧路町 大字跡永賀村、大字昆布森村及び大字仙鳳趾村の各一部	817 （国 786 公 13 私 18）
	厚岸郡厚岸町 愛冠及びホロニタイの全部並びに糸魚沢、神岩、サンヌシ、セタニウシ、筑紫恋、東梅、登喜岱、床潭、別寒辺牛及び末広の各一部 厚岸郡厚岸町内 床潭沼の全部 国有未開地の一部	2,183 （国 347 公 903 私 933）
	厚岸郡浜中町 北の沢、嶮暮帰及び小島の全部並びに鯨浜、霧多布湿原、榊町、榊町西、新川、新川西、湯沸、道有林、仲の浜、火散布、琵琶瀬及び暮帰別西の各一部 厚岸郡浜中町内 火散布沼の一部	1,512 （国 514 公 388 私 610）
	川上郡標茶町 字チャンベツの一部	256 （国 44 公 0 私 212）
	（これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	
	合　　計	4,768 （国 1,691 公 1,304 私 1,773）

（表７：第２種特別地域内訳表）

名　　称	区　　域	地　　区　　の　　概　　要	面積(ha)
別寒辺牛湿原	厚岸郡厚岸町 セタニウシの一部 川上郡標茶町 字チャンベツの一部	別寒辺牛湿原に流入する河川（別寒辺牛川、チャンベツ川、下チャンベツ川）の流域に位置する地域である。 原始的な蛇行が続く河川の周辺には、狭長な低層湿原が分布し、その外側にはカシワーミズナラーコナラ群落の二次林などが分布し、原生的な湿原景観を呈している。	450 国　57 公　0 私　393
糸 魚 沢	厚岸郡厚岸町 糸魚沢及び別寒辺牛の各一部	厚岸湖の北側を流れるチライカリベツ川流域を中心とする地域である。 流域に沿って低層湿原が分布しており、タンチョウが営巣しているほか、オジロワシ、オオハクチョウ、アオサギなどが生息している。	407 国　18 公　81 私　308
厚岸湖沿岸	厚岸郡厚岸町 ホロニタイの全部並びに神岩、サンヌシ、東梅、登喜岱及び別寒辺牛の各一部	厚岸湖の北岸から東側に位置する湿原を中心とする地域である。 アッケシソウ群落やヒメウシオスゲ、ゼンテイカなどが分布するほか、タンチョウが営巣している。	1,217 国　219 公　563 私　435

湯　沸	厚岸郡浜中町 小島の全部及び湯沸の一部	霧多布湿原の東側に位置する湯沸地区の霧多布岬やアゼチの岬を含む地域と小島である。 高く荒々しい海食崖が連続して形成しており、すぐれた海岸景観を有している。また、台地の一部では北海道和種馬の放牧が行われ、独特の景観を呈している。 小島ではエトピリカ、霧多布岬周辺ではシノリガモやオオジシギなどが生息しているほか、岩礁ではゼニガタアザラシが生息している。	78 （国　33 公　43 私　2）
琵琶瀬・霧多布湿原	厚岸郡浜中町 霧多布湿原、榊町、榊町西、新川、新川西、仲の浜、琵琶瀬及び暮帰別西の各一部	浜中町琵琶瀬から榊町に至る霧多布湿原を取り囲むように位置する地域である。 中間湿原や低層湿原が中心となっており、雄大な湿原景観を有している。植物では、ヒメウシオスゲ、ゼンテイカやクシロハナシノブが生育し、鳥類では、オオジシギやヒシクイなどが生息する。	621 （国　48 公　269 私　304）

名　　称	区　　域	地　　区　　の　　概　　要	面積(ha)
嶮暮帰島	厚岸郡浜中町 　嶮暮帰の全部	霧多布湿原の南東の太平洋上に浮かぶ周囲約5.5ｋｍの島である。 島の周囲を断崖で囲まれ、上面が対岸の台地と同じ高さの平坦面となっているなど独特の海岸景観を有している。 島の北側にわずかにミヤマハンノキ群落が分布するほかは、大部分が草原植生に被われている。 ハヤブサ、オオジシギ、シノリガモなどが生息している。	79 （国　31 公　33 私　15）
火散布沼	厚岸郡浜中町 　北の沢の全部及び火散布の一部 厚岸郡浜中町内 　火散布沼の一部	周囲を針広混交林に囲まれた海跡湖である。 湖岸には、ヨシ群落のほかオオシバナやホソバノシバナなどが生育している。タンチョウの営巣地があるほか、厳冬期でも全面結氷することのない汽水湖でオオハクチョウをはじめとしたガンカモ類の貴重な渡来地になっている。	641 （国　354 公　6 私　281）

厚岸海岸	厚岸郡厚岸町 　愛冠の全部並びに筑紫恋、床潭、登喜岱及び末広の各一部 厚岸郡厚岸町内 　床潭沼の全部 厚岸郡浜中町 　鯨浜、道有林、琵琶瀬、養老散布及び渡散布の各一部	太平洋に発達した高く連続した海食崖と海岸段丘で構成される地域である。 高さ50～90ｍの海食崖が連続し、愛冠岬、ピリカウタ、チンベノ鼻、涙岬からは、荒々しい海岸線や大黒島を望むことができる。 海岸段丘では、ハマフウロやトウゲブキなどが分布しており、特にあやめヶ原はヒオウギアヤメを中心とした「お花畑」として広く知られている。 また、あやめヶ原や琵琶瀬展望台周辺では、北海道和種馬の放牧が行われ、独特の景観を呈している。 なお、床潭沼は、ネムロコウホネなど貴重な水生植物が分布するほか、ヒブナが生息し、「厚岸床潭沼の緋鮒生息地」として北海道の天然記念物に指定されている。	458 （国　145 公　296 私　17）
昆布森・尻羽岬	釧路郡釧路町内 　国有林根釧西部森林管理署（釧路）３林班から５林班まで、７林班及び８林班の各一部 釧路郡釧路町 　大字跡永賀村、大字昆布森村及び大字仙鳳趾村の各一部	昆布森から尻羽岬にかけて高い海食崖が連続して形成している地域である。 海食崖は、高さ50～60ｍに達し、特に尻羽岬では最も高く120ｍに及び非常に壮観である。また、海岸の台地上からは雄大で荒々しい海岸景観を望むことができ、海岸の近くにはトド岩、タコ岩、ローソク岩、帆かけ岩など個性豊かな岩礁が点在する。 海岸段丘では、ハマフウロ、ヒオウギアヤメ、トウゲブキなどが生育し、いわゆる「海岸のお花畑」と呼ぶにふさわしい海岸草原を構成している。	817 （国　786 公　13 私　18）

（エ）第３種特別地域

次の区域を第３種特別地域とする。

（表８：第３種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積(ha)
北 海 道	釧路郡釧路町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）９林班から11林班までの全部並びに２林班、３林班、５林班から８林班まで及び12林班から14林班までの各一部 釧路郡釧路町 大字跡永賀村、大字昆布森村及び大字仙鳳趾村の各一部	1,314 （国 1,127 公 63 私 124）
	厚岸郡厚岸町 糸魚沢、サッテベツ、サンヌシ、住の江、セタニウシ、筑紫恋、東梅、登喜岱、床潭、別寒辺牛、奔渡、末広及び若松の各一部 厚岸郡厚岸町内 厚岸湖の一部	9,631 （国 1,251 公 6,342 私 2,038）
	厚岸郡浜中町 一番沢、大津屋沢、三番沢及び二番沢の全部並びに霧多布湿原、鯨浜、榊町、新川、湯沸、道有林、浜中東、走古潭、火散布、琵琶瀬、暮帰別西、暮帰別東、幌戸、奔幌戸、丸山散布、藻散布、養老散布、四番沢、渡散布及び六番沢の各一部 厚岸郡浜中町内 藻散布沼の一部	5,180 （国 285 公 3,732 私 1,163）
	川上郡標茶町 字チャンベツの一部	353 （国 66 公 0 私 287）
	合　　計	16,478 （国 2,729 公 10,137 私 3,612）

（表９：第３種特別地域内訳表）

名　　称	区　　域	地　　区　　の　　概　　要	面積(ha)
別寒辺牛湿原	厚岸郡厚岸町 糸魚沢、サッテベツ、セタニウシ、別寒辺牛及び若松の各一部 川上郡標茶町 字チャンベツの一部	別寒辺牛湿原及びこれに流入する河川流域の周辺に位置する地域である。 カラマツやトドマツの植林地が豊かな森林景観を呈している。	1,331 国　86 公　4 私　1,241
幌 戸 沼	厚岸郡浜中町 浜中東、幌戸及び奔幌戸の各一部	ヨシ湿原に囲まれた幌戸沼を中心とする地域である。 オオハクチョウをはじめとしたガンカモ類の渡来地となっているほか、オオミズゴケやクシロハナシノブなどが生育している。	448 国　19 公　373 私　56
厚岸・浜中	厚岸郡厚岸町 筑紫恋、東梅、登喜岱、床潭、別寒辺牛、奔渡及び末広の各一部 厚岸郡厚岸町内 厚岸湖の一部 厚岸郡浜中町 一番沢、大津屋沢、三番沢及び二番沢の全部並びに霧多布湿原、鮫浜、榊町、新川、道有林、走古潭、火散布、琵琶瀬、暮帰別西、暮帰別東、丸山散布、藻散布、養老散布、四番沢、渡散布及び六番沢の各一部 厚岸郡浜中町内 藻散布沼の一部	厚岸湖及びその周辺から霧多布湿原の周辺部までのトドマツを主体とする雄大な森林で構成される地域である。 厚岸湖や藻散布沼は、オオハクチョウをはじめとしたガンカモ類の重要な渡来地になっている。 また、厚岸湖では、多数のカキ養殖施設やアサリ礁が設置されており、独特の景観を呈している。	12,162 国　879 公　9,471 私　1,812

湯　　沸	厚岸郡浜中町 　湯沸の一部	湯沸地区のほぼ中央部に位置する地域である。 　海岸草原が大部分を占めているが、一部では、落葉針葉樹の人工が分布している。海岸草原の一部では、北海道和種馬の放牧が行われ、独特の景観を呈している。	129 （国　17 公　102 私　10）
別寒辺牛川 下流部	厚岸郡厚岸町 　サンヌシ、住の江及び別寒辺牛の各一部	別寒辺牛川下流部及びその流入河川流域の周辺に位置する地域である。 　厚岸湖西岸の丘陵地にはトドマツ人工林や天然性広葉樹林が分布し、別寒辺牛川流域には低層湿原が広がっている。 　大別川流域には、日本で唯一といわれるヨツバスギナモの群生地が確認されている。	1,094 （国　601 公　124 私　369）
昆布森・尻羽岬	釧路郡釧路町内 　国有林根釧西部森林管理署（釧路）９林班から11林班までの全部並びに２林班、３林班、５林班から８林班まで及び12林班から14林班までの各一部 釧路郡釧路町 　大字跡永賀村、大字昆布森村及び大字仙鳳趾村の各一部（地先の岩礁を含む。）	昆布森から尻羽岬地区に広がるトドマツ、ダケカンバなどが混生する針広混交林が分布する地域であり、豊かな森林景観を有している。	1,314 （国 1,127 公　63 私　124）

イ　関連事項

（ア）乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

（表10：乗入れ規制区域及び期間表）

名　　称	区　　域	地種区分	区　域　の　概　要	面積(ha)	期間
別寒辺牛湿原	厚岸郡厚岸町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）201林班、210林班及び211林班の各一部 厚岸郡厚岸町 糸魚沢、サッテベツ、セタニウシ、別寒辺牛及び若松の各一部 川上郡標茶町 字チャンベツの一部 （以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）	第１種特別地域 第２種特別地域 第３種特別地域	当該地は、雄大な湿原と美しい森林が調和し、原生的な湿原景観を有している。 植物では、ネムロコウホネ、ホザキシモツケなどの希少種が生育するほか、ヨシ、イワノガリヤスを主体とする低層湿原やハンノキ林が分布し、鳥類ではタンチョウなど貴重な生物が生息している。 スノーモービルの乗り入れによる植生等の損傷や、騒音等による野生動物の生息環境への悪影響が懸念される。 以上の理由により、当該地区を車馬等の乗入れ規制地区に指定する。	2,724	通年

名　　称	区　　域	地種区分	区　域　の　概　要	面積(ha)	期間
霧多布湿原	厚岸郡浜中町 霧多布湿原、榊町、榊町西、新川、新川西、仲の浜、琵琶瀬及び暮帰別西の各一部 （以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）	第１種特別地域 第２種特別地域	当該地は、雄大な緑の湿原とゆっくりと蛇行する河川が調和し、原生的な湿原景観を呈している。 ヨシ、イワノガリヤスなどが分布する低層湿原を中心に分布し、優れた湿原景観を有しているとともに、タンチョウやオジロワシなど貴重な生物が生息している。 スノーモービルの乗り入れによる植生等の損傷や、騒音等による野生動物の生息環境への悪影響が懸念される。 以上の理由により、当該地区を車馬等の乗入れ規制地区に指定する。	1,474	通年

名　　称	区　　域	地種区分	区　域　の　概　要	面積(ha)	期間
厚岸湖沿岸 ・ 別寒辺牛川 河口部	厚岸郡厚岸町 神岩及びホロニタイの全部並びに糸魚沢、サンヌシ、東梅、登喜岱及び別寒辺牛の各一部 厚岸郡厚岸町内 国有未開地の一部 （以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）	第１種特別地域 第２種特別地域	当該地は、厚岸湖北側の湿原を中心とした地区、厚岸湖に注ぐ別寒辺牛川などの河口流域の低層湿原、さらにトドマツ、エゾマツを主体とした針広混交林が繁茂する地域で構成されている。 なかでも、別寒辺牛川河口付近のヨシとスゲ類群落が織りなす優雅なまだら模様の湿原景観は、森林景観と調和して他に類をみないすぐれた自然景観を有している。 タンチョウやオジロワシのほか、多くの水鳥が生息している。 モーターボートやスノーモービルの乗り入れによる騒音等により、野生動物の生息環境への悪影響が懸念される。 以上の理由により、当該地区を車馬等の乗入れ規制地区に指定する。	2,245	通年

名　　称	区　　域	地 種 区 分	区　　域　　の　　概　　要	面積(ha)	期間
火散布沼 ・藻散布沼	厚岸郡浜中町内 火散布沼及び藻散布沼の水面の区域の各一部 （以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）	第２種特別地域 第３種特別地域	両沼とも、厳冬期でも全面結氷することのない汽水湖であり、オオハクチョウをはじめとしたガンカモ類の重要な渡来地となっているとともに、周辺の湿地ではタンチョウが営巣している。 モーターボートの乗り入れによる騒音等により、野生動物の生息環境への悪影響が懸念される。 以上の理由により、当該地区を車馬等の乗入れ規制地区に指定する。	380	通年
尻 羽 岬	釧路郡釧路町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）７林班及び８林班の各一部 釧路郡釧路町 大字仙鳳趾村の一部 （以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）	第２種特別地域	当該地は、ハマフウロ、ヒオウギアヤメ、トウゲブキなどが生育し、いわゆる「海岸のお花畑」と呼ぶにふさわしい海岸草原を構成している。 四輪駆動車及び自動二輪車の乗り入れにより植生が踏み荒らされ、裸地化する等の被害が予想されている。 以上の理由により、当該地を車馬等の乗入れ規制地区に指定する。	478	通年

（イ）普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

（表11：普通地域表）

都道府県名	区　域	面積(ha)
北 海 道	釧路郡釧路町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）８林班の一部 釧路郡釧路町 大字跡永賀村、大字昆布森村及び大字仙鳳趾村の各一部	197 （国 100 公 51 私 46）
	厚岸郡厚岸町内 国有林根釧西部森林管理署（釧路）201林班及び202林班の各一部 厚岸郡厚岸町 小島及びチライカリベツの全部並びに有明、糸魚沢、大別、サッテベツ、セタニウシ、筑紫恋、登喜岱、床潭、別寒辺牛及び末広の各一部 厚岸郡厚岸町内 厚岸湖の一部	4,762 （国 2,927 公 654 私 1,181）
	厚岸郡浜中町 大津屋沢、霧多布湿原、霧多布西、榊町、新川、新川西、茶内東、湯沸、道有林、仲の浜、走古潭、火散布、琵琶瀬、暮帰別東、丸山散布、藻散布、養老散布、四番沢、六番沢、渡散布の各一部 厚岸郡浜中町内 火散布沼及び藻散布沼の各一部	2,625 （国 211 公 1,669 私 745）
陸域合計		7,584
陸域の公園区域の地先海面		8,921
合　計		16,505

ウ　面積内訳

（表12：地域地区別土地所有別面積総括表）　　(単位：面積ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域（陸域）			合計（陸域）			普通地域（海域）	合計（海域）
地種区分	特別保護地区			第１種			第２種			第３種										
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私		
土地所有別	966	0	0	2,023	261	486	1,691	1,304	1,773	2,729	10,137	3,612	3,238	2,374	1,972	10,647	14,076	7,843		
地種区分別面積（比率）	966			2,770 (8.5)			4,768 (14.6)			16,478 (50.6)										
地域地区別面積（比率）	(3.0)			24,016 (73.7)									7,584 (23.3)			32,566 (100.0)			8,921	8,921
地域別面積（比率）	24,982 (76.7)																			

（表13：地域地区別町別面積総括表）　　（単位：ha）

町名 ＼ 地域地区			特別地域					普通地域（陸域）	合計（陸域）	普通地域（海域）	合計（海域）
			特保	第1種	第2種	第3種	小計				
北海道	釧路郡	釧路町	0	0	817	1,314	2,131	197	2,328		
	厚岸郡	厚岸町	253	1,918	2,183	9,631	13,985	4,762	18,747		
	厚岸郡	浜中町	713	852	1,512	5,180	8,257	2,625	10,882		
	川上郡	標茶町	0	0	256	353	609	0	609		
合計			966	2,770	4,768	16,478	24,982	7,584	32,566	8,921	8,921

3　事業計画

（1）施設計画

ア　利用施設計画

（ア）単独施設

単独施設を次のとおりとする。

（表14：単独施設表）

番号	種　類	位　　置	整　　備　　方　　針	告示年月日
1	野営場	釧路郡釧路町（来止臥）	公園利用のための野営場として整備する。	新規
2	園　地	釧路郡釧路町（十町瀬）	海食崖を展望利用する園地として整備する。	新規
3	園　地	釧路郡釧路町（賤夫向）	海食崖を展望利用する園地として整備する。	新規
4	園　地	釧路郡釧路町（尻羽岬）	海食崖や大黒島を展望利用する園地として整備する。	新規
5	野営場	釧路郡釧路町（尻羽岬）	公園利用のための野営場として整備する。	新規
6	園　地	厚岸郡厚岸町（別寒辺牛湿原）	別寒辺牛湿原を展望利用する園地として整備する。	新規
7	舟遊場	厚岸郡厚岸町(別寒辺牛川上流)	別寒辺牛川におけるカヌー利用の舟遊場として整備する。	新規
8	舟遊場	厚岸郡厚岸町(別寒辺牛川下流)	別寒辺牛川におけるカヌー利用の舟遊場として整備する。	新規
9	博物展示施設	厚岸郡厚岸町（別寒辺牛湿原）	厚岸湖及び別寒辺牛湿原の自然等を中心に展示・解説する施設として整備する。	新規
10	園　地	厚岸郡厚岸町（愛冠岬）	厚岸湾や大黒島などの展望利用や愛冠岬を探勝する園地として整備する。	新規
11	博物展示施設	厚岸郡厚岸町（愛冠岬）	地域の歴史、自然等を中心に解説する施設として整備する。	新規

番号	種　類	位　　置	整　　備　　方　　針	告示年月日
12	野営場	厚岸郡厚岸町（筑紫恋）	公園利用のための野営場として整備する。	新規
13	園　地	厚岸郡厚岸町（ピリカウタ）	大黒島と小島を展望利用する園地として整備する。	新規
14	園　地	厚岸郡厚岸町（あやめヶ原）	あやめヶ原を自然探勝する園地として整備する。	新規
15	園　地	厚岸郡浜中町（幌戸沼）	幌戸沼を自然探勝する園地として整備する。	新規
16	園　地	厚岸郡浜中町（榊町展望台）	霧多布湿原を展望利用する園地として整備する。	新規
17	博物展示施設	厚岸郡浜中町（霧多布湿原）	霧多布湿原の自然等を中心に展示・解説する施設として整備する。	新規
18	舟遊場	厚岸郡浜中町（琵琶瀬川）	琵琶瀬川におけるカヌー利用の舟遊場として整備する。	新規
19	園　地	厚岸郡浜中町（霧多布岬）	海食崖を展望利用する園地として整備する。	新規
20	野営場	厚岸郡浜中町（霧多布岬）	公園利用のための野営場として整備する。	新規
21	園　地	厚岸郡浜中町（アゼチの岬）	海食崖や嶮暮帰島、小島を展望利用する園地として整備する。	新規
22	園　地	厚岸郡浜中町（仲の浜）	霧多布湿原の自然探勝の場として整備する。	新規
23	園　地	厚岸郡浜中町（奥琵琶瀬）	霧多布湿原の自然探勝の場として整備する。	新規
24	園　地	厚岸郡浜中町（嶮暮帰島）	厚岸海岸の展望利用や嶮暮帰島を自然探勝する園地として整備する。	新規
25	園　地	厚岸郡浜中町（琵琶瀬展望台）	霧多布湿原を展望利用する園地として整備する。	新規

番号	種　類	位　　置	整　　備　　方　　針	告示年月日
26	園　地	厚岸郡浜中町（火散布（ひちりっぷ）沼）	火散布沼の展望や野鳥観察を行う園地として整備する。	新規
27	園　地	厚岸郡浜中町（涙岬）	海食崖を展望利用する園地として整備する。	新規

（イ）道路

a　車道

車道を次のとおりとする。

（表15：道路（車道）表）

番　号	路 線 名	区　　間	主要経過地	整　　備　　方　　針	告示年月日
1	昆布森仙鳳趾線	起点－釧路郡釧路町（仙鳳趾・国定公園境界） 終点－釧路郡釧路町（昆布森・国定公園境界）	賤夫向	釧路町における公園利用の幹線道路とする。	新規
2	来止臥線	起点－釧路郡釧路町（来止臥・車道分岐点） 終点－釧路郡釧路町（来止臥野営場）	来止臥	来止臥野営場に到達する車道とする。	新規
3	十町瀬線	起点－釧路郡釧路町（十町瀬・車道分岐点） 終点－釧路郡釧路町（十町瀬園地）	十町瀬	十町瀬園地に到達する車道とする。	新規
4	尻羽岬線	起点－釧路郡釧路町（仙鳳趾・車道分岐点） 終点－釧路郡釧路町（尻羽岬園地）	知方学	尻羽岬園地に到達する車道とする。	新規
5	別寒辺牛湿原線	起点－厚岸郡厚岸町（サッテベツ・国定公園境界） 終点－厚岸郡厚岸町（若松・国定公園境界）	別寒辺牛湿原	別寒辺牛湿原園地及び別寒辺牛川の舟遊場に到達する車道とする。	新規
6	厚岸糸魚沢線	起点－厚岸郡厚岸町（サンヌシ・国定公園境界） 終点－厚岸郡厚岸町（別寒辺牛・国定公園境界）	別寒辺牛湿原	別寒辺牛湿原の景観眺望並びに別寒辺牛湿原博物展示施設への到達車道とする。	新規
7	愛冠岬線	起点－厚岸郡厚岸町（愛冠・国定公園境界） 終点－厚岸郡厚岸町（愛冠岬園地）	愛冠岬	愛冠岬園地に到達する車道とする。	新規
8	厚岸浜中線	起点－厚岸郡厚岸町（筑紫恋・国定公園境界） 終点－厚岸郡浜中町（新川西・国定公園境界） 起点－厚岸郡浜中町（暮帰別東・国定公園境界） 終点－厚岸郡浜中町（榊町・国定公園境界）	火散布沼 藻散布沼 琵琶瀬	厚岸町、浜中町における公園利用の幹線道路とする。	新規
9	ピリカウタ線	起点－厚岸郡厚岸町（筑紫恋・車道分岐点） 終点－厚岸郡厚岸町（末広・車道分岐点）	床潭沼 ピリカウタ	ピリカウタ園地への到達車道及び海食崖や大黒島の景観眺望のための車道とする。	新規
10	あやめヶ原線	起点－厚岸郡厚岸町（末広・車道分岐点） 終点－厚岸郡厚岸町（あやめヶ原）	あやめヶ原	あやめヶ原園地に到達する車道とする。	新規

番　号	路 線 名	区　　間	主要経過地	整　　備　　方　　針	告示年月日
11	琵琶瀬茶内線	起点－厚岸郡浜中町（新川西・車道分岐点） 終点－厚岸郡浜中町（茶内東・国定公園境界）	霧多布湿原	霧多布湿原の景観眺望及び霧多布湿原博物展示施設への到達車道とする。	新規
12	火散布茶内線	起点－厚岸郡浜中町（道有林・車道分岐点） 終点－厚岸郡浜中町（道有林・車道分岐点）	火散布沼	茶内から火散布沼に到達する車道とする。	新規
13	霧多布岬線	起点－厚岸郡浜中町（湯沸・国定公園境界） 終点－厚岸郡浜中町（霧多布岬園地）	霧多布岬	霧多布岬園地に到達する車道とする。	新規
14	アゼチの岬線	起点－厚岸郡浜中町（湯沸・車道分岐点） 終点－厚岸郡浜中町（アゼチの岬園地）	アゼチの岬	アゼチの岬園地に到達する車道とする。	新規

b　歩道

歩道を次のとおりとする。

（表16：道路（歩道）表）

番　号	路 線 名	区　　間	主要経過地	整　　備　　方　　針	告示年月日
1	尻羽岬線	起点－釧路郡釧路町（尻羽岬園地） 終点－釧路郡釧路町（尻羽岬）	尻羽岬	尻羽岬に到達する探勝歩道として整備を図る。	新規
2	北海道 自然歩道線	起点－厚岸郡厚岸町（愛冠・国定公園境界） 終点－厚岸郡厚岸町（愛冠岬） 終点－厚岸郡厚岸町（有明町・国定公園境界） 起点－厚岸郡厚岸町（筑紫恋・国定公園境界） 終点－厚岸郡厚岸町（あやめヶ原） 起点－厚岸郡浜中町（藻散布） 終点－厚岸郡浜中町（新川西・国定公園境界） 起点－厚岸郡浜中町（湯沸・国定公園境界） 終点－厚岸郡浜中町（霧多布岬） 起点－厚岸郡浜中町（暮帰別東・国定公園境界） 終点－厚岸郡浜中町（榊町・国定公園境界）	愛冠岬 床潭沼 ピリカウタ 末広 火散布沼 琵琶瀬 霧多布岬 榊町	北海道自然歩道のうち、国定公園内を経由して愛冠岬、あやめヶ原及び霧多布岬に至る探勝歩道として整備を図る。	新規